

2014 年 3 月 25 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 315 号 ）

中国銀行業監督管理委員会、 金融リース会社の管理弁法を改定 参入規制緩和の一方で管理厳格化も

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国銀行業監督管理委員会（CBRC）は、2014 年 3 月 13 日付で『金融リース会社管理弁法』（中国銀行業監督管理委員会令 2014 年第 3 号、以下『弁法』という）を公布しました。金融リース会社の主要な投資家に対する出資比率要求を「50%以上」から「30%以上」へと引き下げたほか、従事可能な経営範囲を拡大する等、参入に係る規制を緩和。一方では、株主に金融リース会社への流動性支持を要求する等、経営リスク管理の厳格化も図っています。

□ 主要投資家の出資比率要求を緩和

「金融リース会社（金融租赁公司）」とは、CBRC の批准により設立されるファイナンスリース業務を主要業務とするノンバンク金融機関を指し（『弁法』第 2 条）、商務部等が批准する「ファイナンスリース会社（融资租赁公司）」と区別されます。今回公布された『弁法』は、この金融リース会社に対する管理規定で、CBRC が 2007 年に公布した『金融リース会社管理弁法』（中国銀行業監督管理委員会令 2007 年第 1 号、以下『旧弁法』という）の改定版になります。

『弁法』の改定ポイントの一つ目は、投資家の出資要件の緩和です。『旧弁法』は、金融リース会社の投資家を「主要出資者」と「一般出資者」に分け、主要出資者に 50%以上の出資を要求していました（第 8 条）。『弁法』では、この区別を廃止して投資家を「発起人」に統一。金融リース会社は、一定の条件を満たす国内外の商業銀行、ファイナンスリース取引の対象製品を生産している国内大型企業、国外のファイナンスリース企業の発起人を少なくとも 1 社擁し、その発起人が 30%以上を出資していなければならないと規定（第 11 条）し、出資比率要求を引き下げています。

その一方で、最低登録資本金額を 1 億元（もしくは相当の外貨）とする規定を維持。出資金を一括で払い込まなければならないとする規定を追加しています（第 7 条）。また、発起人の出資要件として、委託資金や債務資金等の非自己資金で出資してはならないこと、5 年以内に持分を譲渡しないことに承諾すること等を求めています（第 9～15 条）。

『弁法』は、金融リース会社による子会社の設立にも言及しています（第 17 条）。CBRC は『弁法』公布に係る声明で、金融リース会社は特定業界を深耕するために子会社を設立し、専門性と競争力を高めることができると説明しています。

□ 経営可能範囲に証券投資等を追加

二つ目の改定ポイントは、経営可能な業務範囲の拡大です。『弁法』は、「（純資本額の 20% 以内での）固定収益類の証券投資業務」を新たに追加。リース債権の譲渡先に係る制限（商業銀行に限定）を削除して、業務内容を「ファイナンスリース資産の譲渡・譲受」と定義しなおしたほか、「非銀行株主の定期預金の受入」条件を『旧弁法』の「期間 1 年以上」から「期間 3 カ月以上」に緩和しています。また、『旧弁法』記載の「国外からの外貨借入」から「外貨」を削除し、オフショア人民元の借入も可能にしています（第 26 条）。

さらに、経営状況が良好で一定の条件を満たす金融リース会社が CBRC の批准を経て展開できる業務として、①債券発行、②資産証券化、③保税区域でのプロジェクト会社（特別目的事業体＝SPV）の設立、④子会社・プロジェクト会社の対外融資に対する担保提供、を列挙しています（第 27 条）。このうち③は、これまで試行展開していた業務を通常業務へと格上げた形になります。

【図表 1】金融リース会社の設立要件と経営範囲

企業設立の要件	✓ 『会社法』および CBRC の規定に合致する会社定款を有していること ✓ 条件に合致する発起人を有していること（出資比率が 30% 以上の、一定の条件を満たす国内外の商業銀行、ファイナンスリース取引の対象製品を生産している国内大型企業、国外のファイナンスリース企業が少なくとも 1 社） ✓ 登録資本金額が 1 億元以上（もしくは相当額の外貨）であること ✓ 登録資本金を現金で一括払込できること ✓ 就任資格条件に合致する董事と高級管理人員を有し、金融もしくはファイナンスリース業務で 3 年以上の経歴を有する従業員が総数の 50% 以上在籍していること ✓ 有効な会社ガバナンス、内部統制およびリスク管理体系を構築していること ✓ 業務経営および監督管理要求と対応する情報科学技術フレームを構築し、業務経営を支えるのに必要で、安全かつコンプライアンスに従った情報システムを有し、業務の持続的経営を保障する技術と措置を備えていること ✓ 業務経営と対応する営業場所、安全防犯措置およびその他の施設を有していること ✓ CBRC が規定するその他のプルーデンス条件		
従事可能な業務	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ✓ ファイナンスリース業務 ✓ ファイナンスリース資産の譲渡・譲受 ✓ 固定収益類の証券投資業務（純資本額の 20% 以内） ✓ 賃借人のファイナンスリース保証金の受取 ✓ 非銀行株主の定期預金（期間 3 カ月以上）の受入 </td><td style="vertical-align: top;"> ✓ インターバンク貸借 ✓ 金融機関からの借入 ✓ 国外からの借入 ✓ リース物の換価・処理業務 ✓ 経済コンサルティング </td></tr> </table>	✓ ファイナンスリース業務 ✓ ファイナンスリース資産の譲渡・譲受 ✓ 固定収益類の証券投資業務（純資本額の 20% 以内） ✓ 賃借人のファイナンスリース保証金の受取 ✓ 非銀行株主の定期預金（期間 3 カ月以上）の受入	✓ インターバンク貸借 ✓ 金融機関からの借入 ✓ 国外からの借入 ✓ リース物の換価・処理業務 ✓ 経済コンサルティング
✓ ファイナンスリース業務 ✓ ファイナンスリース資産の譲渡・譲受 ✓ 固定収益類の証券投資業務（純資本額の 20% 以内） ✓ 賃借人のファイナンスリース保証金の受取 ✓ 非銀行株主の定期預金（期間 3 カ月以上）の受入	✓ インターバンク貸借 ✓ 金融機関からの借入 ✓ 国外からの借入 ✓ リース物の換価・処理業務 ✓ 経済コンサルティング		
CBRC の批准を経て従事可能な業務	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ✓ 債券発行 ✓ 資産証券化 </td><td style="vertical-align: top;"> ✓ 保税区域でのプロジェクト子会社設立とその業務展開 ✓ 子会社、プロジェクト会社の対外融資に対する担保提供 等 </td></tr> </table>	✓ 債券発行 ✓ 資産証券化	✓ 保税区域でのプロジェクト子会社設立とその業務展開 ✓ 子会社、プロジェクト会社の対外融資に対する担保提供 等
✓ 債券発行 ✓ 資産証券化	✓ 保税区域でのプロジェクト子会社設立とその業務展開 ✓ 子会社、プロジェクト会社の対外融資に対する担保提供 等		

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 発起人による流動性支持も要求

『弁法』は、参入規制を緩和する一方で、経営管理に対する要求を厳格化、具体化しています。発起人は「定款において、金融リース会社の支払に困難が発生したとき、流動性の支持を与え、経営損失に

より資本が侵食されたとき、遅滞なく資本金を補充することを約定しなければならない」（第16条）とする規定を盛り込んだほか、『旧弁法』で規定していた5つの監督管理指標に、「単一集団顧客融資集中度」と「単一株主関連度」の2つの指標を追加（第48条、図表2参照）。内部統制やリスク管理を適切に行うよう求めています。

【図表2】金融リース会社に対する監督管理指標

資本充足率	純資本額とリスク加重資産の比率は、CBRCの最低監督管理要求を下回ってはならない
単一顧客融資集中度	単一賃借人に対するすべてのファイナンスリース業務の残高は、純資本額の30%を超えてはならない
単一集団顧客融資集中度	単一集団に対するすべてのファイナンスリース業務の残高は、純資本額の50%を超えてはならない
単一顧客関連度	関連企業1社に対するすべてのファイナンスリース業務の残高は、純資本額の30%を超えてはならない
すべての関連度	すべての関連企業に対するすべてのファイナンスリース業務の残高は、純資本額の50%を超えてはならない
単一株主関連度	単一株主とそのすべての関連企業に対する融資残高は、当該株主による金融リース会社への出資額を超えてはならず、かつ同時に単一顧客関連度に対する規定を満たしていること
インターバンク貸借比率	インターバンク借入資金残高は、純資本額の100%を超えてはならない

※ 特定業界の「単一顧客融資集中度」「単一集団顧客融資集中度」は、CBRCの同意を経て適度に調整することができます

（『弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『弁法』はこのほか、『旧弁法』から継承している規定も含め、①法律・法規がリース物の所有権移転に登記を求めている場合は必ず登記を行うこと（第33条）、②リースバックにおけるリース物は合理的な価格で買い取ること（第36条）、③関連取引の条件は第三者との取引条件を優越してはならないこと（第43条）、④重大な関連取引（純資本額の5%を超える取引、または取引後に当該関連企業との取引残高が純資本額の10%を超える取引）は必ず董事会の批准を得ること（第45条）、⑤リース物の資産減価に備えて準備金を引き当てなければならず、十分な額に引き当てていない場合に配当を行ってはならないこと（第51条）、等を明記しています。

*

『弁法』は、公布日より施行されています。その詳細については、4ページからの日本語仮訳および16ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**中国銀行業監督管理委員会
令 2014 年第 3 号**

『金融リース会社管理弁法』はすでに中国銀行業監督管理委員会 2013 年第 24 回主席会議で可決された。ここに公布し、公布の日より施行する。

主席 尚福林
2014 年 3 月 13 日

金融リース会社管理弁法

第 1 章 総則

第1条 ファイナンスリース業務の発展を促進し、金融リース会社の経営行為を規範化するため、『中華人民共和国銀行業監督管理法』、『中華人民共和国会社法』等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法がいう金融リース会社とは、中国銀行業監督管理委員会の批准を経て、ファイナンスリース業務の経営を主とする非銀行金融機関を指す。

金融リース会社の名称において、「金融リース」の文字を明記しなければならない。中国銀行業監督管理委員会の批准を経ずに、いかなる単位もその名称において「金融リース」の文字を使用してはならない。

第3条 本弁法がいうファイナンスリースとは、賃貸人が賃借人のリース物および供給者に対する選択もしくは同意に基づき、それが供給者から取得したリース物を契約の約定に基づき賃借人にリースして占有、使用させ、賃借人からリース代金を受け取る取引活動を指す。

第4条 ファイナンスリース取引に適用するリース物は固定資産とする。中国銀行業監督管理委員会に別途規定がある場合を除く。

第5条 本弁法がいうセール・アンド・リースバック業務とは、賃借人が自己の物件を賃貸人に売却し、同時に賃貸人とファイナンスリース契約を締結し、さらに当該物件を賃貸人からリースするファイナンスリース形式を指す。セール・アンド・リースバック業務は、賃借人および供給者が同一のファイナンスリース方式である。

第6条 中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構は、法に基づき金融リース会社に対して監督管理を実施する。

第2章 機構の設立、変更と終了

第7条 金融リース会社設立の申請は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 『中華人民共和国会社法』および中国銀行業監督管理委員会の規定に合致する会社定款を有していること。
- (2) 規定の条件に合致する発起人を有していること。
- (3) 登録資本金が一度に払い込む通貨資本であり、最低限度額が1億人民元もしくは相当の自由兌換可能通貨であること。
- (4) 就任資格条件に合致する董事、高級管理人員を有し、従業員における金融もしくはファイナンスリース業務経歴3年以上を有する人員が総人数の50%を下回っていないこと。
- (5) 有効な会社ガバナンス、内部統制およびリスク管理体系を構築していること。
- (6) 業務経営および監督管理要求と対応する情報科学技術フレームを構築し、業務経営を支えるのに必要で、安全かつコンプライアンスに従った情報システムを有し、業務の持続的経営を保障する技術と措置を備えていること。
- (7) 業務経営と対応する営業場所、安全防犯措置およびその他の施設を有していること。
- (8) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のブルーデンス条件。

第8条 金融リース会社の発起人は、中国国内外に登録する独立法人資格を有する商業銀行、中国国内に登録し、主要業務がファイナンスリース取引に適合する製品の製造である大型企業、中国国外に登録するファイナンスリース会社および中国銀行業監督管理委員会が認可するその他の発起人を含む。

中国銀行業監督管理委員会が認可するその他の発起人とは、本弁法第9条から第11条の規定に合致する発起人を除くその他の国内法人機構および国外金融機関を指す。

第9条 中国国内外に登録する独立法人資格を有する商業銀行が金融リース会社の発起人となる場合、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 所在国家もしくは地域の監督管理当局のブルーデンス監督管理要求を満たしていること。
- (2) 良好な会社ガバナンス構造、内部統制メカニズムおよび健全なリスク管理体系を有していること。

- (3) 直近1年年末の総資産が800億人民元もしくは相当の自由兌換可能通貨を下回っていないこと。
- (4) 財務状況が良好で、直近2会計年度で連続して利益を上げていること。
- (5) 設立予定の金融リース会社のために明確な発展戦略および明晰な収益モデルを確定していること。
- (6) 登録地の法律・法規を遵守し、直近2年以内に重大な案件もしくは重大な違法・規定違反行為を起こしていないこと。
- (7) 国外商業銀行が発起人となる場合、その所在国家もしくは地域の金融監督管理当局が中国銀行業監督管理委員会と良好な監督管理協力メカニズムを構築していること。
- (8) 出資資金が自己資金であること。委託資金、債務資金等の非自己資金で出資してはならない。
- (9) 5年以内に所持する金融リース会社の持分を譲渡せず、所持する金融リース会社の持分で質権を設定もしくは信託を設立しないことを承諾し、合わせて設立予定会社の定款に明記していること。
- (10) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のプルーデンス条件。

第10条 中国国内に登録し、主要業務がファイナンスリース取引に適合する製品の製造である大型企業が金融リース会社の発起人となる場合、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 良好な会社ガバナンス構造もしくは有効な組織管理方式を有していること。
- (2) 直近1年の営業収入が50億人民元もしくは相当の自由兌換可能通貨を下回っていないこと。
- (3) 財務状況が良好で、直近2会計年度で連続して利益を上げていること。
- (4) 直近1年年末の純資産が総資産の30%を下回っていないこと。
- (5) 直近1年の主要業務の営業収入がすべての営業収入の80%以上を占めていること。
- (6) 設立予定の金融リース会社のために明確な発展戦略および明晰な収益モデルを確定していること。
- (7) 良好な社会名声、信用記録および納税記録を有していること。
- (8) 登録地の法律・法規を遵守し、直近2年以内に重大な案件もしくは重大な違法・規定違反行為を起こしていないこと。
- (9) 出資資金が自己資金であること。委託資金、債務資金等の非自己資金で出資してはならない。
- (10) 5年以内に所持する金融リース会社の持分を譲渡せず、所持する金融リース会社の持分で質権を設定もしくは信託を設立しないことを承諾し、合わせて設立予定会社の定款に明記していること。
- (11) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のプルーデンス条件。

第11条 中国国外に登録する独立法人資格を有するファイナンスリース会社が金融リース会社の発起人となる場合、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 良好な会社ガバナンス構造、内部統制メカニズムおよび健全なリスク管理体系を有していること。
- (2) 直近1年年末の総資産が100億人民元もしくは相当の自由兌換可能通貨を下回っていないこと。
- (3) 財務状況が良好で、直近2会計年度で連続して利益を上げていること。
- (4) 登録地の法律・法規を遵守し、直近2年以内に重大な案件もしくは重大な違法・規定違反行為を起こしていないこと。
- (5) 所在国家もしくは地域の経済状況が良好であること。
- (6) 出資資金が自己資金であること。委託資金、債務資金等の非自己資金で出資してはならない。
- (7) 5年以内に所持する金融リース会社の持分を譲渡せず、所持する金融リース会社の持分で質権を設定もしくは信託を設立しないことを承諾し、合わせて設立予定会社の定款に明記していること。
- (8) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のプルーデンス条件。

第12条 金融リース会社は、第9条から第11条の規定に合致する発起人を少なくとも1名有しており、かつその出資比率が設立予定金融リース会社のすべての資本の30%を下回ってはならない。

第13条 その他の国内法人機構が金融リース会社の発起人となる場合、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 良好な会社ガバナンス構造もしくは有効な組織管理方式を有していること。
- (2) 良好な社会名声、信用記録および納税記録を有していること。
- (3) 経営管理が良好で、直近2年以内に重大な違法・規定違反行為がないこと。
- (4) 財務状況が良好で、かつ直近2会計年度で連続して利益を上げていること。
- (5) 出資資金が自己資金であること。委託資金、債務資金等の非自己資金で出資してはならない。
- (6) 5年以内に所持する金融リース会社の持分を譲渡せず、所持する金融リース会社の持分で質権を設定もしくは信託を設立しないことを承諾し、合わせて会社の定款に明記していること。
- (7) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のプルーデンス条件。

その他の国内法人機構が非金融機関である場合、直近1年年末の純資産が総資産の30%を下回

ってはならない。

その他の国内法人機構が金融機関である場合、当該金融機関と関連する法律、法規、関連監督管理規定の要求に合致していなければならない。

第14条 その他の国外金融機関が金融リース会社の発起人となる場合、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 所在国家もしくは地域の監督管理当局のプルーデンス監督管理要求を満たしていること。
- (2) 良好な会社ガバナンス構造、内部統制メカニズムおよび健全なリスク管理体系を有していること。
- (3) 直近1年年末の総資産が原則として10億米ドルもしくは相当の自由兌換可能通貨を下回っていないこと。
- (4) 財務状況が良好で、直近2会計年度で連続して利益を上げていること。
- (5) 出資資金が自己資金であること。委託資金、債務資金等の非自己資金で出資してはならないこと。
- (6) 5年以内に所持する金融リース会社の持分を譲渡せず、所持する金融リース会社の持分で質権を設定もしくは信託を設立しないことを承諾し、合わせて会社の定款に明記していること。
- (7) 所在国家もしくは地域の金融監督管理当局が中国銀行業監督管理委員会と良好な監督管理協力メカニズムを構築していること。
- (8) 有効なアンチ・マネーロンダリング措置を有していること。
- (9) 所在国家もしくは地域の経済状況が良好であること。
- (10) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のプルーデンス条件。

第15条 以下のいずれかの状況がある企業は、金融リース会社の発起人となってはならない。

- (1) 会社ガバナンス構造とメカニズムに明らかな欠陥が存在している場合。
- (2) 関連企業が多く、持分関係が複雑かつ不透明で、関連取引が頻繁かつ異常である場合。
- (3) 核心的な主要業務が目立っておらず、かつその経営範囲に係わる業界が多すぎる場合。
- (4) キャッシュフローの変動が経済景気の影響を受けやすい場合。
- (5) 資産負債率、財務レバレッジ率が業界平均水準を上回っている場合。
- (6) 金融リース会社に対して重大で不利な影響をもたらすその他の状況。

第16条 金融リース会社の発起人は、金融リース会社の定款において、金融リース会社の支払に困難が発生したとき、流動性の支持を与え、経営損失により資本が侵食されたとき、遅滞なく資本金

を補充することを約定しなければならない。

第17条 金融リース会社は、業務発展の需要に基づき、中国銀行業監督管理委員会の批准を経て、分公司、子会社を設立することができる。分公司、子会社設立の具体的な条件は、中国銀行業監督管理委員会が別途制定する。

第18条 金融リース会社の董事および高級管理人員は、就任資格認可制度を実行する。

第19条 金融リース会社に以下のいずれかの変更事項がある場合、銀行業監督管理機構に報告して批准を経なければならない。

- (1) 会社名称を変更する場合、
- (2) 組織形式を変更する場合、
- (3) 業務範囲を調整する場合、
- (4) 登録資本金を変更する場合、
- (5) 持分を変更もしくは持分構造を調整する場合、
- (6) 会社定款を改定する場合、
- (7) 会社住所もしくは営業場所を変更する場合、
- (8) 董事および高級管理人員を変更する場合、
- (9) 合併もしくは分割する場合、
- (10) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他の変更事項。

第20条 金融リース会社が持分を変更および持分構造を調整する場合、投資出資予定の出資人は本弁法第8条から第16条が規定する金融リース会社新設の発起人条件に合致していなければならない。

第21条 金融リース会社に以下のいずれかの状況があった場合、中国銀行業監督管理委員会の批准を経て解散することができる。

- (1) 会社定款に規定した営業期限が満了した、または会社定款に規定したその他の解散事由が発生した場合。
- (2) 株主が解散を決定、または株主（大）会が解散を決議した場合。
- (3) 会社の合併もしくは分割により解散する必要がある場合。
- (4) 法に基づき営業許可証を没収された、閉鎖を命じられた、または取り消された場合。
- (5) その他の法定事由。

第22条 金融リース会社に以下のいずれかの状況があった場合、中国銀行業監督管理委員会の批准を経て

法院に破産を申請することができる。

- (1) 期限が到来した債務を支払うことができず、自発的もしくは債権者の要求により破産を申請する場合。
- (2) 解散もしくは取消により清算し、清算チームが債務償還に財産が不足していることを発見し、破産を申請しなければならない場合。

第23条 金融リース会社が期限到来で債務を償還できず、かつ資産がすべての債務の償還に不足している、または償還能力が明らかに欠乏している場合、中国銀行業監督管理委員会は人民法院に当該金融リース会社に対する整理もしくは破産清算を行う申請を提出することができる。

第24条 金融リース会社が解散、法に基づく取消もしくは破産宣告により終了する場合、その清算事項は国家の関連法律・法規に基づき手続を行う。

第25条 金融リース会社の設立、変更、終了ならびに董事および高級管理人員の就任資格認可の行政許可手順は、中国銀行業監督管理委員会の関連規定に基づき執行する。

第3章 業務範囲

第26条 中国銀行業監督管理委員会の批准を経て、金融リース会社は以下の一部もしくはすべての人民元・外貨業務を営営することができる。

- (1) ファイナンスリース業務、
- (2) ファイナンスリース資産の譲渡および譲受
- (3) 固定収益類の証券投資業務、
- (4) 賃借人のファイナンスリース保証金の受取、
- (5) 非銀行株主の3カ月以上（3カ月を含む）定期預金の受入、
- (6) インターバンク貸借、
- (7) 金融機関からの借入、
- (8) 国外借入、
- (9) リース物の換価および処理業務、
- (10) 経済コンサルティング。

第27条 中国銀行業監督管理委員会の批准を経て、経営状況が良好で、条件に合致する金融リース会社は以下の一部もしくはすべての人民元・外貨業務を開始することができる。

- (1) 債券発行、
- (2) 国内保税区域におけるプロジェクト会社の設立とファイナンスリース業務の展開、
- (3) 資産証券化、
- (4) 支配子会社、プロジェクト会社の対外融資のための担保提供、
- (5) 中国銀行業監督管理委員会が批准したその他の業務。

金融リース会社が前項列挙の業務を開始する具体的条件および手順は、関連規定に基づき執行する。

第28条 金融リース会社が業務経営において外貨管理事項に係わる場合、国家の外貨管理関連規定を遵守しなければならない。

第4章 経営規則

第29条 金融リース会社は、株主（大）会、董事会、監事（会）、高級管理層等を主体とする組織構造を構築し、職責区分を明確化し、相互間の独立運営、有効な牽制を保証し、科学的で効率的な意思決定、奨励および制約メカニズムを形成しなければならない。

第30条 金融リース会社は、全面的、プルーデンス、有効、独立の原則に基づき、健全な内部統制制度を構築し、リスクを防止、コントロールおよび解消し、会社の安全で穩健的な運営を保障しなければならない。

第31条 金融リース会社は、その組織構造、業務規模および複雑度に基づき全面的なリスク管理体系を構築し、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーションリスク等の各種リスクに対して有効な識別、計量、モニタリングおよびコントロールを行わなければならない。同時に遅滞なくファイナンスリース業務と関連する特定リスクを識別および管理しなければならない。

第32条 金融リース会社は、合法的にリース物の所有権を取得しなければならない。

第33条 リース物が国家の法律・法規の規定する所有権移転で必ず登記部門で登記を行わなければならない財産類別に属する場合、金融リース会社は関連登記を行わなければならない。リース物が登記を必要とする財産類別に属さない場合、金融リース会社は有効な措置を採用してリース物に対する合法的な權益を保障しなければならない。

第34条 セール・アンド・リースバックのリース物は、賃借人が真実に所有し、かつ処分する権利を有していなければならない。金融リース会社は、すでに何らかの抵当が設置された、権利帰属に

争議が存在する、または司法機関に差し押さえられた、留置された財産、または所有権に瑕疵の存在する財産を受け入れてセール・アンド・リースバック業務のリース物としてはならない。

第35条 金融リース会社は、ファイナンスリース契約を締結した、またはファイナンスリース業務の意向が明確である前提において、賃借人の要求に基づきリース物を購入しなければならない。特殊な状況において事前にリース物を購入する必要がある場合、自社の現有業務領域もしくは業務計画との一致を維持し、かつ自社のリスク管理能力および専門化経営水準と符合していなければならない。

第36条 金融リース会社は、健全なリース物の価値評価およびプライシング体系を構築し、リース物の価値、その他のコストおよび合理的な利潤等に基づきリース代金の水準を確定しなければならない。

セール・アンド・リースバック業務において、金融リース会社はリース物の買取価格に対して合理的で、会計準則に違反しないプライシングの依拠を参考としなければならない、低い価値のものを高く買い取ってはならない。

第37条 金融リース会社は、リース物のリスク遅延放出作用を重視し、リース物の価値のファイナンスリース債権に対するリスクカバー水準を注意深くモニタリングして、有効なリスク対応措置を制定しなければならない。

第38条 金融リース会社は、リース物の未担保残存価額の価値評価管理を強化し、定期的に未担保残存価額を評価し、合わせて減価テストを展開しなければならない。リース物の未担保残存価額に減価の兆しを発見したとき、会計準則の要求に基づき残存価額準備金を引き当てなければならない。

第39条 金融リース会社は、未担保残存価額リスクの限度額管理を強化し、業務規模、業務の性質、複雑度および市場の状況に基づき、未担保残存価額比率が比較的高いファイナンスリース資産に対してリスク限度額を設定しなければならない。

第40条 金融リース会社は、リース期限満了で返還した、または賃借人の違約により回収したリース物のリスク管理を強化し、完善的リース物処置制度および手順を構築し、リース物保有期間のリスクを引き下げなければならない。

第41条 金融リース会社は、厳格に会計準則等の関連規定に基づいて、ファイナンスリース資産の譲渡および譲受業務の実質およびリスク状況を真実に反映させなければならない。

第42条 金融リース会社は、健全な集中度リスク管理体系を構築し、経営リスクを有効に防止および分散しなければならない。

第43条 金融リース会社は、厳格な関連取引管理制度を構築しなければならず、その関連取引は商業原則に基づき、非関連当事者との同類の取引に優越しない条件で行わなければならない。

第44条 金融リース会社とそれが設立した支配子会社、プロジェクト会社との間の取引は、本弁法の関連取引に対する監督管理要求を適用しない。

第45条 金融リース会社の重大な関連取引は、董事会の批准を経なければならない。

重大な関連取引とは、金融リース会社と関連当事者1社との1件の取引金額が金融リース会社の資本純額の5%以上を占める、または金融リース会社と関連当事者1社との取引発生後に金融リース会社と当該関連当事者との取引残高が金融リース会社の資本純額の10%以上を占める取引を指す。

第46条 金融リース会社が展開する固定収益類証券投資業務は、純資本額の20%を超えてはならない。

第47条 金融リース会社が行う資産証券化業務は、信用貸付資産証券化の関連規定を参照することができる。

第5章 監督管理

第48条 金融リース会社は、以下の監督管理指標の規定を遵守しなければならない。

- (1) 資本充足率。金融リース会社の純資本額とリスク加重資産の比率は、中国銀行業監督管理委員会の最低監督管理要求を下回ってはならない。
- (2) 単一顧客融資集中度。金融リース会社の単一賃借人に対するすべてのファイナンスリース業務の残高は、純資本額の30%を超えてはならない。
- (3) 単一集団顧客融資集中度。金融リース会社の単一集団に対するすべてのファイナンスリース業務の残高は、純資本額の50%を超えてはならない。
- (4) 単一顧客関連度。金融リース会社の関連当事者1社に対するすべてのファイナンスリース業務の残高は、純資本額の30%を超えてはならない。
- (5) すべての関連度。金融リース会社のすべての関連当事者に対するすべてのファイナンスリース業務の残高は、純資本額の50%を超えてはならない。

- (6) 単一株主関連度。単一株主およびそのすべての関連当事者に対する融資残高は、当該株主による金融リース会社への出資額を超えてはならず、かつ同時に本弁法の単一顧客関連度に対する規定を満たさなければならない。
- (7) インターバンク貸借比率。金融リース会社のインターバンク借入資金残高は、金融リース会社の純資本額の100%を超えてはならない。

中国銀行業監督管理委員会の同意を経て、特定業界の単一顧客融資集中度および単一集団顧客融資集中度の要求は適度に調整することができる。

中国銀行業監督管理委員会は、監督管理の必要に基づき、上述の指標に対して適度な調整を加えることができる。

第49条 金融リース会社は、中国銀行業監督管理委員会の関連規定に基づき資本管理体系を建設し、資本充足状況を合理的に評価し、プルーデンス、規範的な資本補充、制約メカニズムを構築しなければならない。

第50条 金融リース会社は、監督管理規定に基づき資產品質分類制度を構築しなければならない。

第51条 金融リース会社は、関連規定に基づき準備金制度を構築し、正確な分類の基礎の上に遅滞なく十分な額の資産減価損失準備金を引き当て、リスク防御能力を増強し、十分に準備金を引き当てていない場合、利潤分配を行ってはならない。

第52条 金融リース会社は、健全な内部監査制度を構築し、経営活動、リスク状況、内部統制および会社ガバナンスの効果を審査評価かつ改善し、合法的な経営および穩健的な発展を促進しなければならない。

第53条 金融リース会社は、国家統一の会計準則および制度を執行し、財務状況および経営成果等の情報を真実に記録かつ全面的に反映させなければならない。

第54条 金融リース会社は、規定に基づき会計報告表ならびに中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構が要求するその他の報告表を送付し、合わせて報告した報告表、資料の真実性、正確性および完全性に対して責任を負わなければならない。

第55条 金融リース会社は、定期的な外部監査制度を構築し、合わせて毎会計年度終了後の4カ月以内に、法定代表者による署名確認を経た年度監査報告を中国銀行業監督管理委員会もしくはその派出機構に送付しなければならない。

第56条 金融リース会社が本弁法の関連規定に違反した場合、中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構は法に基づき期限付きの是正を命令しなければならない。期限を超えて是正しない場合、またはその行為が当該金融リース会社の穏健な運営に深刻な危害を与え、顧客の合法的な權益を毀損した場合、状況により区別し、『中華人民共和国銀行業監督管理法』等の法律・法規に基づき、一時的な業務停止、株主権利の制限等の監督管理措置を採用することができる。

第57条 金融リース会社に信用危機が発生した、または発生する可能性があり、顧客の合法的な權益に深刻な影響を与える場合、中国銀行業監督管理委員会は法に基づきそれに対する委託管理を実行または再編を督促し、問題が深刻な場合、取消を行う権利を有する。

第58条 本規定の関連規定に違反した場合、中国銀行業監督管理委員会およびその派出機構は『中華人民共和国銀行業監督管理法』等の関連法律・法規に基づき処罰を行う。金融リース会社が処罰の決定に対して不服の場合、法に基づき行政再審を申請、または人民法院に行政訴訟を提起することができる。

第6章 附則

第59条 特別に説明している場合を除き、本弁法における各項の財務指標要求はすべて、連結会計諸表の単位とする

第60条 本弁法は、中国銀行業監督管理委員会が解釈に責任を負う。

第61条 本弁法は、公布の日より施行する。元の『金融リース会社管理弁法』（中国銀行業監督管理委員会令 2007 年第 1 号）は同時に廃止する。

(中国語原文)

中国银行业监督管理委员会 令 2014 年第 3 号

《金融租赁公司管理办法》已经中国银监会 2013 年第 24 次主席会议通过。现予公布，自公布之日起施行。

主席：尚福林
2014 年 3 月 13 日

金融租赁公司管理办法

第一章 总 则

第一条 为促进融资租赁业务发展，规范金融租赁公司的经营行为，根据《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国公司法》等法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称金融租赁公司，是指经银监会批准，以经营融资租赁业务为主的非银行金融机构。

金融租赁公司名称中应当标明“金融租赁”字样。未经银监会批准，任何单位不得在其名称中使用“金融租赁”字样。

第三条 本办法所称融资租赁，是指出租人根据承租人对租赁物和供货人的选择或认可，将其从供货人处取得的租赁物按合同约定出租给承租人占有、使用，向承租人收取租金的交易活动。

第四条 适用于融资租赁交易的租赁物为固定资产，银监会另有规定的除外。

第五条 本办法所称售后回租业务，是指承租人将自有物件出卖给出租人，同时与出租人签订融资租赁合同，再将该物件从出租人处租回的融资租赁形式。售后回租业务是承租人和供货人为同一人的融资租赁方式。

第六条 银监会及其派出机构依法对金融租赁公司实施监督管理。

第二章 机构设立、变更与终止

第七条 申请设立金融租赁公司，应当具备以下条件：

- (一) 有符合《中华人民共和国公司法》和银监会规定的公司章程；
- (二) 有符合规定条件的发起人；
- (三) 注册资本为一次性实缴货币资本，最低限额为 1 亿元人民币或等值的可自由兑换货币；
- (四) 有符合任职资格条件的董事、高级管理人员，并且从业人员中具有金融或融资租赁工作经历 3 年以上的人员应当不低于总人数的 50%；
- (五) 建立了有效的公司治理、内部控制和风险管理体系；
- (六) 建立了与业务经营和监管要求相适应的信息科技架构，具有支撑业务经营的必要、安全且合规的信息系统，具备保障业务持续运营的技术与措施；
- (七) 有与业务经营相适应的营业场所、安全防范措施和其他设施；
- (八) 银监会规定的其他审慎性条件。

第八条 金融租赁公司的发起人包括在中国境内外注册的具有独立法人资格的商业银行，在中国境内注册的、主营业务为制造适合融资租赁交易产品的大型企业，在中国境外注册的融资租赁公司以及银监会认可的其他发起人。

银监会认可的其他发起人是指除符合本办法第九条至第十一条规定的发起人以外的其他境内法人机构和境外金融机构。

第九条 在中国境内外注册的具有独立法人资格的商业银行作为金融租赁公司发起人，应当具备以下条件：

- (一) 满足所在国家或地区监管当局的审慎监管要求；
- (二) 具有良好的公司治理结构、内部控制机制和健全的风险管理体系；
- (三) 最近 1 年年末总资产不低于 800 亿元人民币或等值的可自由兑换货币；
- (四) 财务状况良好，最近 2 个会计年度连续盈利；
- (五) 为拟设金融租赁公司确定了明确的发展战略和清晰的盈利模式；
- (六) 遵守注册地法律法规，最近 2 年内未发生重大案件或重大违法违规行为；
- (七) 境外商业银行作为发起人的，其所在国家或地区金融监管当局已经与银监会建立良好的监督管理合作机制；
- (八) 入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股；
- (九) 承诺 5 年内不转让所持有的金融租赁公司股权、不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托，并在拟设公司章程中载明；
- (十) 银监会规定的其他审慎性条件。

第十条 在中国境内注册的、主营业务为制造适合融资租赁交易产品的大型企业作为金融租赁公司发

起人，应当具备以下条件：

- (一) 有良好的公司治理结构或有效的组织管理方式；
- (二) 最近 1 年的营业收入不低于 50 亿元人民币或等值的可自由兑换货币；
- (三) 财务状况良好，最近 2 个会计年度连续盈利；
- (四) 最近 1 年年末净资产不低于总资产的 30%；
- (五) 最近 1 年主营业务销售收入占全部营业收入的 80%以上；
- (六) 为拟设金融租赁公司确定了明确的发展战略和清晰的盈利模式；
- (七) 有良好的社会声誉、诚信记录和纳税记录；
- (八) 遵守国家法律法规，最近 2 年内未发生重大案件或重大违法违规行为；
- (九) 入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股；
- (十) 承诺 5 年内不转让所持有的金融租赁公司股权、不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托，并在拟设公司章程中载明；
- (十一) 银监会规定的其他审慎性条件。

第十一条 在中国境外注册的具有独立法人资格的融资租赁公司作为金融租赁公司发起人，应当具备以下条件：

- (一) 具有良好的公司治理结构、内部控制机制和健全的风险管理体系；
- (二) 最近 1 年年末总资产不低于 100 亿元人民币或等值的可自由兑换货币；
- (三) 财务状况良好，最近 2 个会计年度连续盈利；
- (四) 遵守注册地法律法规，最近 2 年内未发生重大案件或重大违法违规行为；
- (五) 所在国家或地区经济状况良好；
- (六) 入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股；
- (七) 承诺 5 年内不转让所持有的金融租赁公司股权、不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托，并在拟设公司章程中载明；
- (八) 银监会规定的其他审慎性条件。

第十二条 金融租赁公司至少应当有一名符合第九条至第十一条规定的发起人，且其出资比例不低于拟设金融租赁公司全部股本的 30%。

第十三条 其他境内法人机构作为金融租赁公司发起人，应当具备以下条件：

- (一) 有良好的公司治理结构或有效的组织管理方式；
- (二) 有良好的社会声誉、诚信记录和纳税记录；
- (三) 经营管理良好，最近 2 年内无重大违法违规经营记录；

- (四) 财务状况良好，且最近 2 个会计年度连续盈利；
- (五) 入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股；
- (六) 承诺 5 年内不转让所持有的金融租赁公司股权，不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托，并在公司章程中载明；
- (七) 银监会规定的其他审慎性条件；

其他境内法人机构为非金融机构的，最近 1 年年末净资产不得低于总资产的 30%；

其他境内法人机构为金融机构的，应当符合与该类金融机构有关的法律、法规、相关监管规定要求。

第十四条 其他境外金融机构作为金融租赁公司发起人，应当具备以下条件：

- (一) 满足所在国家或地区监管当局的审慎监管要求；
- (二) 具有良好的公司治理结构、内部控制机制和健全的风险管理体系；
- (三) 最近 1 年年末总资产原则上不低于 10 亿美元或等值的可自由兑换货币；
- (四) 财务状况良好，最近 2 个会计年度连续盈利；
- (五) 入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股；
- (六) 承诺 5 年内不转让所持有的金融租赁公司股权、不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托，并在公司章程中载明；
- (七) 所在国家或地区金融监管当局已经与银监会建立良好的监督管理合作机制；
- (八) 具有有效的反洗钱措施；
- (九) 所在国家或地区经济状况良好；
- (十) 银监会规定的其他审慎性条件。

第十五条 有以下情形之一的企业不得作为金融租赁公司的发起人：

- (一) 公司治理结构与机制存在明显缺陷；
- (二) 关联企业众多、股权关系复杂且不透明、关联交易频繁且异常；
- (三) 核心主业不突出且其经营范围涉及行业过多；
- (四) 现金流量波动受经济景气影响较大；
- (五) 资产负债率、财务杠杆率高于行业平均水平；
- (六) 其他对金融租赁公司产生重大不利影响的情况。

第十六条 金融租赁公司发起人应当在金融租赁公司章程中约定，在金融租赁公司出现支付困难时，给予流动性支持；当经营损失侵蚀资本时，及时补足资本金。

第十七条 金融租赁公司根据业务发展的需要，经银监会批准，可以设立分公司、子公司。设立分公司、子公司的具体条件由银监会另行制定。

第十八条 金融租赁公司董事和高级管理人员实行任职资格核准制度。

第十九条 金融租赁公司有下列变更事项之一的，须报经银监会或其派出机构批准。

- (一) 变更公司名称；
- (二) 变更组织形式；
- (三) 调整业务范围；
- (四) 变更注册资本；
- (五) 变更股权或调整股权结构；
- (六) 修改公司章程；
- (七) 变更公司住所或营业场所；
- (八) 变更董事和高级管理人员；
- (九) 合并或分立；
- (十) 银监会规定的其他变更事项。

第二十条 金融租赁公司变更股权及调整股权结构，拟投资入股的出资人需符合本办法第八条至第十六条规定的新设金融租赁公司发起人条件。

第二十一条 金融租赁公司有以下情况之一的，经银监会批准可以解散：

- (一) 公司章程规定的营业期限届满或者公司章程规定的其他解散事由出现；
- (二) 股东决定或股东（大）会决议解散；
- (三) 因公司合并或者分立需要解散；
- (四) 依法被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销；
- (五) 其他法定事由。

第二十二条 金融租赁公司有以下情形之一的，经银监会批准，可以向法院申请破产：

- (一) 不能支付到期债务，自愿或债权人要求申请破产的；
- (二) 因解散或被撤销而清算，清算组发现财产不足以清偿债务，应当申请破产的。

第二十三条 金融租赁公司不能清偿到期债务，并且资产不足以清偿全部债务或者明显缺乏清偿能力的，

银监会可以向人民法院提出对该金融租赁公司进行重整或者破产清算的申请。

第二十四条 金融租赁公司因解散、依法被撤销或被宣告破产而终止的，其清算事宜，按照国家有关法律、法规办理。

第二十五条 金融租赁公司设立、变更、终止和董事及高管人员任职资格核准的行政许可程序，按照银监会相关规定执行。

第三章 业务范围

第二十六条 经银监会批准，金融租赁公司可以经营下列部分或全部本外币业务：

- (一) 融资租赁业务；
- (二) 转让和受让融资租赁资产；
- (三) 固定收益类证券投资业务；
- (四) 接受承租人的租赁保证金；
- (五) 吸收非银行股东 3 个月（含）以上定期存款；
- (六) 同业拆借；
- (七) 向金融机构借款；
- (八) 境外借款；
- (九) 租赁物变卖及处理业务；
- (十) 经济咨询。

第二十七条 经银监会批准，经营状况良好、符合条件的金融租赁公司可以开办下列部分或全部本外币业务：

- (一) 发行债券；
- (二) 在境内保税地区设立项目公司开展融资租赁业务；
- (三) 资产证券化；
- (四) 为控股子公司、项目公司对外融资提供担保；
- (五) 银监会批准的其他业务。

金融租赁公司开办前款所列业务的具体条件和程序，按照有关规定执行。

第二十八条 金融租赁公司业务经营中涉及外汇管理事项的，需遵守国家外汇管理有关规定。

第四章 经营规则

- 第二十九条** 金融租赁公司应当建立以股东或股东（大）会、董事会、监事（会）、高级管理层等为主体的组织架构，明确职责划分，保证相互之间独立运行、有效制衡，形成科学高效的决策、激励和约束机制。
- 第三十条** 金融租赁公司应当按照全面、审慎、有效、独立原则，建立健全内部控制制度，防范、控制和化解风险，保障公司安全稳健运行。
- 第三十一条** 金融租赁公司应当根据其组织架构、业务规模和复杂程度建立全面的风险管理体系，对信用风险、流动性风险、市场风险、操作风险等各类风险进行有效的识别、计量、监测和控制，同时还应当及时识别和管理与融资租赁业务相关的特定风险。
- 第三十二条** 金融租赁公司应当合法取得租赁物的所有权。
- 第三十三条** 租赁物属于国家法律法规规定所有权转移必须到登记部门进行登记的财产类别，金融租赁公司应当进行相关登记。租赁物不属于需要登记的财产类别，金融租赁公司应当采取有效措施保障对租赁物的合法权益。
- 第三十四条** 售后回租业务的租赁物必须由承租人真实拥有并有权处分。金融租赁公司不得接受已设置任何抵押、权属存在争议或已被司法机关查封、扣押的财产或所有权存在瑕疵的财产作为售后回租业务的租赁物。
- 第三十五条** 金融租赁公司应当在签订融资租赁合同或明确融资租赁业务意向的前提下，按照承租人要求购置租赁物。特殊情况下需提前购置租赁物的，应当与自身现有业务领域或业务规划保持一致，且与自身风险管理能力和专业化经营水平相符。
- 第三十六条** 金融租赁公司应当建立健全租赁物价值评估和定价体系，根据租赁物的价值、其他成本和合理利润等确定租金水平。
- 售后回租业务中，金融租赁公司对租赁物的买入价格应当有合理的、不违反会计准则的定价依据作为参考，不得低值高买。
- 第三十七条** 金融租赁公司应当重视租赁物的风险缓释作用，密切监测租赁物价值对融资租赁债权的风险覆盖水平，制定有效的风险应对措施。

第三十八条 金融租赁公司应当加强租赁物未担保余值的估值管理，定期评估未担保余值，并开展减值测试。当租赁物未担保余值出现减值迹象时，应当按照会计准则要求计提减值准备。

第三十九条 金融租赁公司应当加强未担保余值风险的限额管理，根据业务规模、业务性质、复杂程度和市场状况，对未担保余值比例较高的融资租赁资产设定风险限额。

第四十条 金融租赁公司应当加强对租赁期限届满返还或因承租人违约而取回的租赁物的风险管理，建立完善的租赁物处置制度和程序，降低租赁物持有期风险。

第四十一条 金融租赁公司应当严格按照会计准则等相关规定，真实反映融资租赁资产转让和受让业务的实质和风险状况。

第四十二条 金融租赁公司应当建立健全集中度风险管理体系，有效防范和分散经营风险。

第四十三条 金融租赁公司应当建立严格的关联交易管理制度，其关联交易应当按照商业原则，以不优于非关联方同类交易的条件进行。

第四十四条 金融租赁公司与其设立的控股子公司、项目公司之间的交易，不适用本办法对关联交易的监管要求。

第四十五条 金融租赁公司的重大关联交易应当经董事会批准。

重大关联交易是指金融租赁公司与一个关联方之间单笔交易金额占金融租赁公司资本净额5%以上，或金融租赁公司与一个关联方发生后金融租赁公司与该关联方的交易余额占金融租赁公司资本净额10%以上的交易。

第四十六条 金融租赁公司所开展的固定收益类证券投资业务，不得超过资本净额的20%。

第四十七条 金融租赁公司开办资产证券化业务，可以参照信贷资产证券化相关规定。

第五章 监督管理

第四十八条 金融租赁公司应当遵守以下监管指标的规定：

(一) 资本充足率。金融租赁公司资本净额与风险加权资产的比例不得低于银监会的最低监管要求。

- (二) 单一客户融资集中度。金融租赁公司对单一承租人的全部融资租赁业务余额不得超过资本净额的 30%。
- (三) 单一集团客户融资集中度。金融租赁公司对单一集团的全部融资租赁业务余额不得超过资本净额的 50%。
- (四) 单一客户关联度。金融租赁公司对于一个关联方的全部融资租赁业务余额不得超过资本净额的 30%。
- (五) 全部关联度。金融租赁公司对全部关联方的全部融资租赁业务余额不得超过资本净额的 50%。
- (六) 单一股东关联度。对单一股东及其全部关联方的融资余额不得超过该股东在金融租赁公司的出资额，且应同时满足本办法对单一客户关联度的规定。
- (七) 同业拆借比例。金融租赁公司同业拆入资金余额不得超过资本净额的 100%。

经银监会认可，特定行业的单一客户融资集中度和单一集团客户融资集中度要求可以适当调整。

银监会根据监管需要可以对上述指标做出适当调整。

第四十九条 金融租赁公司应当按照银监会的相关规定构建资本管理体系，合理评估资本充足状况，建立审慎、规范的资本补充、约束机制。

第五十条 金融租赁公司应当按照监管规定建立资产质量分类制度。

第五十一条 金融租赁公司应当按照相关规定建立准备金制度，在准确分类的基础上及时足额计提资产减值损失准备，增强风险抵御能力。未提足准备的，不得进行利润分配。

第五十二条 金融租赁公司应当建立健全内部审计制度，审查评价并改善经营活动、风险状况、内部控制和公司治理效果，促进合法经营和稳健发展。

第五十三条 金融租赁公司应当执行国家统一的会计准则和制度，真实记录并全面反映财务状况和经营成果等信息。

第五十四条 金融租赁公司应当按规定报送会计报表及银监会及其派出机构要求的其他报表，并对所报报表、资料的真实性、准确性和完整性负责。

第五十五条 金融租赁公司应当建立定期外部审计制度，并在每个会计年度结束后的 4 个月内，将经法定代表人签名确认的年度审计报告报送银监会或其派出机构。

第五十六条 金融租赁公司违反本办法有关规定的，银监会及其派出机构应当依法责令限期整改；逾期未整改的，或者其行为严重危及该金融租赁公司的稳健运行、损害客户合法权益的，可以区别情形，依照《中华人民共和国银行业监督管理法》等法律法规，采取暂停业务、限制股东权利等监管措施。

第五十七条 金融租赁公司已经或者可能发生信用危机，严重影响客户合法权益的，银监会依法对其实行托管或者督促其重组，问题严重的，有权予以撤销。

第五十八条 凡违反本办法有关规定的，银监会及其派出机构依照《中华人民共和国银行业监督管理法》等有关法律法规进行处罚。金融租赁公司对处罚决定不服的，可以依法申请行政复议或者向人民法院提起行政诉讼。

第六章 附 则

第五十九条 除特别说明外，本办法中各项财务指标要求均为合并会计报表口径。

第六十条 本办法由银监会负责解释。

第六十一条 本办法自公布之日起施行，原《金融租赁公司管理办法》（中国银行业监督管理委员会令 2007 年第 1 号）同时废止。